## 耐震診断用機器貸出利用規約

この耐震診断用機器貸出利用規約(以下「本規約」という。)は、耐震診断の啓発と技術の向上を目的とし、 各県土整備事務所および隠岐支庁県土整備局(以下「事務所」という。)が貸し出す耐震診断用の機器(以下 「機器」という。)の利用に関する条件を定めるものです。機器を利用する者(以下「利用者」という。)は、機器の利 用前に必ず本規約の内容を確認の上同意し、機器の利用に際しては本規約の条件を遵守するものとします。

# 第1条(機器の使用許諾および利用条件)

- 1. 利用者は、利用前に耐震診断用機器貸出申込書を提出することとします。
- 2. 事務所は、利用者に対し、機器を無償で貸出します。
- 3. 機器の利用にあたっては、利用者の責任において機器ごとの使用説明書に沿って適正に使用することとします。
- 4. 1回の機器の貸出し期間は、原則1日以内(8:30~17:00)とします。
- 機器の返却に際しては、不具合、破損等の有無を確認し事務所関係者に伝えることとします。
- 6. 利用者の責により機器等に故障、破損等の欠陥が生じた場合には修理費用は利用者の負担とします。

## 第2条(禁止事項)

利用者は、機器の利用に関し、以下の行為を行わないものとします。

- 1. 本規約に違反する行為
- 2. 機器の説明書に沿わない使用をする行為
- 3. 機器の分解等の改造をする行為
- 4. 機器の貸出申込書に記載された以外の者に貸出す行為

# 第3条(無保証)

機器の利用は利用者の責任において行うものとし、事務所は一切の保証を行いません。

#### 第4条(免責)

- 1. 機器の利用による結果ならびに機器を用いて行った行為の結果について、事務所は利用者に対し何ら責任を負わないものとします。
- 2. 事務所は、利用者による機器の利用に関し、利用者または第三者に生じた直接損害または結果的損害、付随的損害若しくは逸失利益等の間接損害について、いかなる場合においても何ら責任を負わないものとします。

## 第5条(規約違反)

利用者の機器の使用等が本規約に違反すると事務所が判断する場合、事務所は、当該利用者に対し機器の使用を差し止めすることができるものとし、利用者はすみやかに当該差し止めに従うものとします。

## 第6条(本規約の変更)

- 1. 事務所は本規約の内容を利用者に対して予告なく変更する場合があります。この場合、利用者は機器 の内容および条件について変更後の規約に従うことに同意するものとします。
- 2. 変更後の規約については、機器の貸し出し前に明示するものとします。

# 附則

1. 本規約は、平成24年3月28日に制定し、同日施行します。